

## 02—02 P U D T

## 審決分類及び判決分類

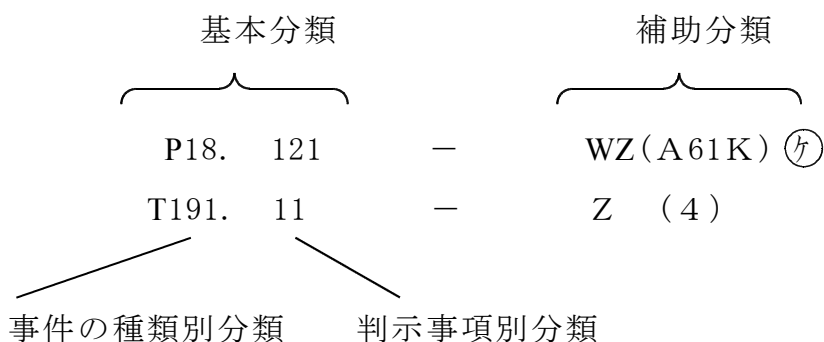
## 1. 審決分類及び判決分類

- (1) 審決分類及び判決分類は、審決・判決などを事件の種類及び審決・判決などで主として論じられている事項（以下、「判示事項」という。）の内容並びに審決・判決などの結論及び技術、物品、商品の分類（区分）などの別によって分類するための標識である。
- (2) 審決分類及び判決分類は、原則として、4～8桁からなる「基本分類」と基本分類のあとにハイフンをつけて接続する3種類の「補助分類」とをもって構成する。

なお、分類標数を読みやすくするために「事件の種類」と「判示事項」との間には、点を入れる。

「事件の種類」は、3～5桁の文字及び数字からなり、「判示事項」は1～3桁の数字からなっている。

[例1]



## 2. 審決分類及び判決分類の構成

審決分類及び判決分類は、大別して、「基本分類」と「補助分類」によって構成され、「基本分類」は、更に「事件の種類別分類」と「判示事項別分類」とに細分類されている。

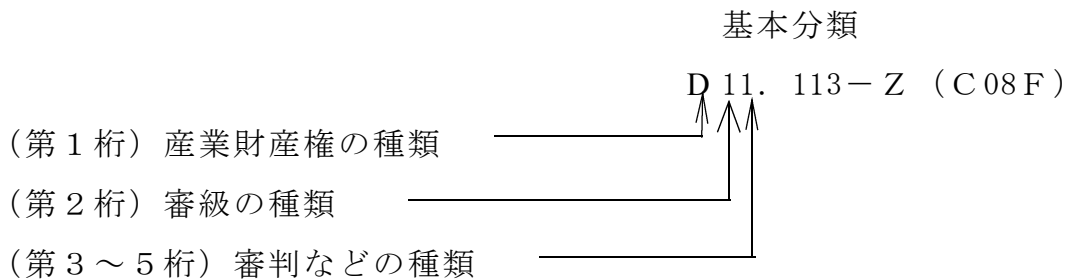
### (1) 基本分類

基本分類は、十進法に基づいて作成され、4～8桁からなる文字及び数字から構成され、これを更に、事件の種類別分類（3～5桁）と判示事項別分類（1～3桁）に細分類されている（→〔例1〕）。

#### a 事件の種類別分類

「事件の種類別分類」は、産業財産権などの種類、審級の種類及び審判などの種類を文字及び数字をもって表示する。

〔例2〕



#### (a) 第1桁（産業財産権などの種類）

第1桁は、事件の争いの対象となった産業財産権などの種類（特・実・意・商などの別）を示しその記号は、P、U、D、T、のいずれかを用いる。その他については、02—02（裁）の1を参照。

#### (b) 第2桁（審級の種類）

第2桁は、審級の種類（審判、判定、出訴などの別）を示す。

なお、特許異議の申立て（平成8年1月以降及び平成27年4月以降のもの）及び判定請求は第2桁を1とする。例えば、特許異議の申立てにおける全請求項に対する異議の申立てはP1651、特許の判定請求はP12である。


#### (c) 第3～5桁（審判などの種類）

第3～5桁は、審判などの種類（無効、特許異議の申立て、判定、取消し、査定不服などの別）を示す。

#### b 判示事項別分類

「判示事項別分類」は、aの「事件の種類別分類」の後に点を入れ、続いて表示する1～3桁からなる部分であって、審決・判決などで主として論じられている事項（進歩性、明細書不備、類似意匠、外観類似などの別）の内容を示すものであって、1～3桁の数字からなる。

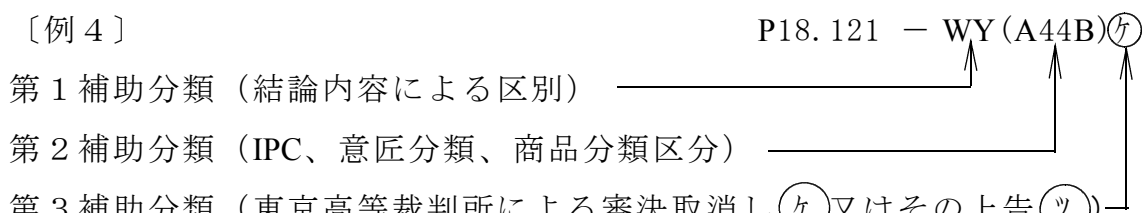
〔例3〕

P1122.121-Z (B29C)  
 判示事項別分類

(2) 補助分類

補助分類は、第1、第2、及び第3の分類に分かれる。

〔例4〕

P18.121 - WY(A44B)ケ  
  
 第1補助分類（結論内容による区別）  
 第2補助分類（IPC、意匠分類、商品分類区分）  
 第3補助分類（東京高等裁判所による審決取消しケ)又はその上告ツ)  
 （知的財産高等裁判所）

a 第1補助分類

第1補助分類は、ローマ字（大文字）で記載し、決定・審決・判決などの結論内容による区別（却下、取り消して登録、無効などの別）を示す。

b 第2補助分類

第2補助分類は、括弧内に記載し、特許、実用新案については、国際特許分類（IPC）のサブクラスまでを、意匠については、意匠分類（はじめの4桁）を、商標については、商品分類又は区分を記載する。

c 第3補助分類

第3補助分類はケ)又はツ)の記号で表示する。

ケ)は東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）において、取り消された事件の審決を示し、ツ)は東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）において、審決が取り消された事件のうち上告されたものの審決を示す。

(3) 審決分類及び判決分類の標数は、分類表（特・実関係02—02（P・U）、意匠関係02—02（D）、商標関係02—02（T）、判決関係02—02（裁））の各表を次の表に示すように組み合わせて構成する。

基本分類				補助分類		
事件の種類（3～5桁）			判示事項 （1～3桁）	第 1	第 2	第 3
産業財産権 の種類	審級の種類	審判・裁判 の種類		結論	IPC 意匠分類 商品区分	審決取消 裁判所 ㊦, ㊧
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
P	1	8	・ 121	－ Z	(B65H)	㊧
U	1	112	・ 13	－ Y	(A47J)	
D	1	2	・ 1	－ Z A	(J 2－1)	
T	1	92	・ 11	－ Z	(4)	
P	3	8	・ 121	－ Z Z	(G11B)	
P	1	651	・ 121	－ Z C	(F02D)	

(改訂H27.2)